

【EU】PFHxA(ペルフルオロヘキサン酸)規制情報

2024年9月20日、REACH ANNEX17 に、Entry 79 として、PFHxAとその塩およびPFHxA関連物質が追加されることが発表されました。規制は2026年10月10日より段階的に施行され、対象物質を含む製品のEUにおける上市や使用が制限されるようになります。

規制の概要

対象物質

PFHxA※とその塩およびPFHxA関連物質：

- 構造要素の1つとして、他の炭素原子に直接結合した式 C_5F_{11} -の直鎖または分岐のペルフルオロペンチル基を有する物質
- C_6F_{13} -の直鎖または分岐のペルフルオロヘキシル基を有する物質

以下の物質は除く

- C_6F_{14}
- $C_6F_{13}-C(=O)OH$
 $C_6F_{13}-C(=O)O-X'$ X'は任意の基であり塩を含む
- 非末端炭素原子の一つで酸素原子に直接結合したペルフルオロアルキル基 C_6F_{13} -を有する物質

※原文は「Undecafluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances」ですが、物質の定義に「直鎖または分岐の」とあるため、実際にはPFHxAの異性体も含まれます。

要求事項

- PFHxA及びその塩 < 0.025 mg/kg
- PFHxA関連物質の合計 < 1 mg/kg

上記の濃度を超えて対象物質を含む以下のものの**上市、使用**を禁止する。

<2026年10月10日より>

- 一般消費者向けの衣類および関連アクセサリに使用される繊維、皮革、毛皮
- 一般消費者向けの履物
- 一般消費者向けの混合物
- 食品接触材料として使用される紙および段ボール
- 化粧品

<2027年10月10日より>

- 一般消費者向けの衣類および関連アクセサリ以外に使用される繊維、皮革、毛皮

詳細はこちら(英語ページ)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402462

お問い合わせ

サステナビリティ経営推進部 グローバルテクニカルサポート室

TEL : 03-6736-5408

MAIL : techsupport@kaken.or.jp